

産業建設常任委員会会議記録
(条例審査)

1. 開催日	平成30年2月28日(水)
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	小島政行座長、國里修久副座長、前田えり子委員、足立義則委員、大上和則委員、園田依子委員
4. 会議に付した事件	議案第17号 篠山市農業共済条例の一部を改正する条例
5. 議事の経過	<p>開会 13:30 小島委員長 開議宣告</p> <p>■ 議案第17号 篠山市農業共済条例の一部を改正する条例</p> <p>【主な説明】 農都創造部より議案説明資料に基づき説明(農都政策課)</p> <p>【主な質疑】</p> <p>小島委員長 危険段階基準共済掛金率を導入することによってどのように変わるのか。</p> <p>農都創造部 被害の多少に応じ掛金率に差をつけることにより、被害の多い農家の掛金は高く、被害のない農家は低くなるため、農家の負担感が公平となる。</p> <p>小島委員長 現在はどのようになっているのか。</p> <p>農都創造部 全ての農家に一律である基準共済掛金率による負担である。</p> <p>足立委員 掛金率に差がつくことで評価の基準や共済金の支払いに差が出るのか。</p> <p>農都創造部 評価や共済金の支払いはこれまでどおりである。</p> <p>小島委員長 毎年被害が発生すると年々掛金率は上がるのか。</p> <p>農都創造部 掛金率の改定は3年に1回であるため、3年間は据え置き、掛金率改定の年に事故率が掛金率に反映される。</p> <p>國里副委員長 毎年事故が発生しても一番上の段階を超えることはないのか。</p> <p>農都創造部 事故が多いと掛金率改定の年の掛金率に反映させ、バランスをとることになる。</p>

國里副委員長 農家個人の栽培管理能力や、山間地か平地かなど、事故率は地域によっても左右される。例えば獣害においては、農家によって獣害対策に違いが出ると思うが、危険段階掛金率の採用にあたってそうした議論はなかったか。

農都創造部 地域による立地条件の差は掛金率に加味していない。共済制度ではこれまでも農家の管理が不十分なことにより事故が発生したと考えられる場合は分割評価をすることで対応している。今後もそうした対応でいきたい。

國里副委員長 危険段階掛金率は損害評価に影響があるのか。

農都創造部 危険段階掛金率は損害評価には影響ない。例えば5割被害であれば段階に関わらず5割の評価であり、被害率が高いからといって共済金の支払いに影響はない。

國里副委員長 掛金が上がるからと被害申告をしない農家が増えるのではないか。

農都創造部 被害申告がなければ当然、掛金の段階に影響はない。なお、掛金の上昇以上に共済金の支払いがあるため、被害申告が少なくなることはないと思う。

小島委員長 掛金が高くなるから加入しないという農家も出てくるのではないか。加入者が減ることで掛金額が少なくなった場合、共済事業を運営しているのか。

農都創造部 例え掛金収入が少なくなっても、国への再保険の制度もあり共済金が支払えないという事態にはならない。

■表決

議案第17号 篠山市農業共済条例の一部を改正する条例

—討論なし・全員賛成で可決—

小島委員長 委員会の審査結果については、委員長に一任願いたい。

—異議なし—

■ 閉会 16:50

國里副委員長 あいさつ